



健感発第0522001号  
平成21年5月22日

各  
都道府県  
政令市  
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について

標記につきまして、平成21年5月13日健感発第0513001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」（以下「届出通知」という。）等により、貴管内の各医療機関への周知等の対応をお願いしていたところである。

今般、新型インフルエンザの国内発生及び感染者数の増加を踏まえ、届出通知等における症例定義を下記のとおりとするので、再度貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

#### 記

1. 届出通知別紙1を次のとおり改める。
2. 医師は、別紙1の症例定義に基づき、新型インフルエンザの疑似症患者と診断した場合には、直ちに以下の疫学的な情報を最寄りの保健所に連絡する。
  - ・ 感染が報告されている地域（国内外）への渡航歴・滞在歴
  - ・ 新型インフルエンザ患者又は新型インフルエンザが疑われる患者との接触歴
  - ・ 患者の周囲（職場、学校、家族など）にインフルエンザ様症状を呈するものがいるか 等
3. 当該連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、迅速な対応を講

じるため、併せて厚生労働省に報告する。都道府県等は、当該疑似症患者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する「当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるもの」に該当するかについて検討する。

なお、「当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるもの」については、疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる。

4. 検討の結果については、保健所から当該患者を診察した医師に伝え、疑似症患者であって当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、法第8条第2項の規定に基づき、患者とみなし、医師は、法第12条第1項の規定により、都道府県知事に別紙2の届出を行う。
5. 最終的な確定は、地方衛生研究所の検査結果をもって行う。医師は、この確定した患者または無症状病原体保有者について、法第12条第1項に基づき、別紙2を用い、直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。